



News Release

2023 年 11 月 吉日
九州 F G 証券株式会社

2024 年からの新 N I S A 制度に関するご案内

平素よりご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

2024 年 1 月より開始される新 N I S A 制度の留意点についてご案内いたします。

なお、新 N I S A 制度概要につきましては、[当社ホームページ \(https://www.kyushu-fg-sec.co.jp/service/new_nisa/\)](https://www.kyushu-fg-sec.co.jp/service/new_nisa/) をご参照ください。

記

1. 既に N I S A 口座をお持ちの場合、新 N I S A 口座が自動的に開設されます

2023 年 12 月末時点で N I S A 口座をお持ちの方は、N I S A 口座を開設している金融機関等にて、2024 年 1 月に新 N I S A 口座の「つみたて投資枠」「成長投資枠」の二つが自動的に開設されます。

2. 新 N I S A へのロールオーバーはできません

現行 N I S A では、5 年間の非課税保有期間が満了した場合、翌年分の非課税管理勘定にロールオーバーすることができましたが、現行 N I S A から新 N I S A へのロールオーバーはできません（課税口座に移管されます）。なお、非課税保有期間が満了するまでの間は、現行 N I S A のまま保有することができます。

3. 2024 年以降、ジュニア N I S A での新規買付はできません

ジュニア N I S A の制度は 2023 年で終了しますが、当初の非課税期間（5 年間）の満了を迎えても、18 歳になるまで引き続き非課税で保有できます。なお、ジュニア N I S A から新 N I S A へのロールオーバーはできません（課税口座に移管されます）。

4. 新 N I S A は対象銘柄に一定の制限があります

新 N I S A 「成長投資枠」では、下記商品が対象外となります。

対象外となるもの

●整理・監理銘柄の株式・ETF

●高レバレッジ型の投資信託

●信託期間 20 年未満の投資信託

●毎月分配型の投資信託

5. 定時定額契約について

(1) 「つみたてNISA」は、新NISA「つみたて投資枠」で継続できます

当社では、現行「つみたてNISA」の定時定額契約を、新NISA「つみたて投資枠」での定時定額契約と読み替え、自動継続させていただきます。

(2) 「一般NISA」利用での定時定額は、下記取扱いとなります

- ① 新NISA「成長投資枠」対象銘柄のご契約は、NISA利用の定時定額契約として自動継続させていただきます。
- ② 新NISA「成長投資枠」対象外銘柄のご契約は、2024年1月から課税口座での買付となりますのでご注意ください。

※新NISA対象にて定時定額ご継続の場合も、「つみたて投資枠」「成長投資枠」を超過した場合は課税口座でのお買付けとなりますのでご注意ください。

- ・ご投資にあたっては、次頁の「投資信託に関するご留意事項」を必ずお読みください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】（平日 9：00～17：00）

九州FG証券 営業企画部 TEL 096-285-9301

肥後銀行 NISA専用ダイヤル TEL 0120-1589-23

鹿児島銀行 金融資産コンサルティング部 TEL 099-239-9769

投資信託に関するご留意事項

- ・投資信託は値動きのある有価証券（外貨建て資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託の運用による利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ・投資信託は金融機関の預貯金と異なり、元本および分配金は保証されていません。
- ・投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象になりません。
- ・商品ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費をご負担いただく場合があります。詳しくはご購入される商品の契約締結前交付書面（目論見書・投資信託重要事項補完書面）等をよくお読みください。
- ・ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の解約について制限がある場合があります。また、証券取引所等の取引停止などやむを得ない事情があるときは、ご解約の申込受付を中止すること等があり、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託が終了（償還）されることがあります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ご購入のお申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

商号等：九州 F G 証券株式会社
金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第 18 号
加入協会：日本証券業協会